解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年六月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

福岡県福岡市中央区高砂一丁目一八号一四番
全九州電気工事業厚生年金基金
代表清算人　花元　英彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市上町九三番地、最後の住所東京都板橋区蓮根一丁目二番一〇号あゆみハウス板橋蓮根　被相続人　亡　髙橋　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島一丁目二三〇番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　千葉　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　裕子
（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大谷口北町四九番、最後の住所東京都板橋区弥生町六三番三号　被相続人　亡　南部　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

事務所東京都渋谷区代々木二―五―一羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区千田七番地一五、最後の住所東京都江東区千田七番一五号　被相続人　亡　横尾　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字市川町字尻引八二番地一、最後の住所川崎市麻生区栗平二丁目二番五―三〇五号　被相続人　亡　谷地　康美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　久貝　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区井土ケ谷下町一番地三、最後の住所横浜市南区南吉田町二丁目二三番地一ランドシティ横濱吉野町レジデンス九〇一　被相続人　亡　黒田　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階
相続財産管理人　弁護士　深澤　詩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市豊川町三八番地、最後の住所大阪府大阪市浪速区塩草三丁目一〇番一九―五〇一号　被相続人　亡　新井　順雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

大阪市北区天神橋二―五―二五若杉グランドビル本館六階
相続財産管理人　弁護士　外山　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市中区倉益二九一番地、最後の住所岡山市東区可知二丁目六番九―二〇四号　被相続人　亡　平田　稔里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

事務所岡山市中区藤原光町一丁目九番八号
佐々木司法書士事務所
相続財産管理人　佐々木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市松永町五丁目七三五番地、最後の住所広島県福山市松永町五丁目三七番一四号　被相続人　亡　武田アサエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

事務所広島県福山市若松町一〇番七号若松ビル二〇二号
相続財産管理人　弁護士　甲賀　隆博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市曙町三丁目一四二番地、最後の住所広島県福山市曙町三丁目一二番一七号　被相続人　亡　門田　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十三日

事務所広島市中区上八丁堀五番五号一階
相続財産管理人　弁護士　福永　孝

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年七月二十三日

一　墳墓等所在地　埼玉県川口市安行領家四〇一
一　墳墓等の名称　興禅院
一　死亡者の本籍及び氏名　死亡者の本籍及び氏名は全て不詳　宇田川家　榎元家　須賀家　馬場家　新井家　北井家　平山家
一　改葬を行おうとする者　埼玉県川口市安行領家四〇一　宗教法人興禅院　住職　早船　元峰

（仮称）尻別風力発電所に係る環境影響評価準備書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき「（仮称）尻別風力発電所　環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称　風力開発株式会社
代表者　代表取締役　塚脇　正幸
所在地　東京都港区西新橋一丁目一番一五号
二、対象事業の名称・種類及び規模
名称　（仮称）尻別風力発電所
種類　風力（陸上）
規模　出力最大二万六千キロワット（風力発電機の機数　十一基から十三基）
三、対象事業が実施されるべき区域
北海道寿都郡寿都町磯谷町地区及び北海道磯谷郡蘭越町港町地区
四、関係地域の範囲
北海道寿都郡寿都町、北海道磯谷郡蘭越町
五、準備書等の縦覧場所、期間及び時間
場所　寿都町役場二階産業振興課及び蘭越町二階総務課